

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会（上水道）

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（上下水道関係）	関係項目	総合窓口業務
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：総合窓口業務            内容：北部・南部サービスセンターに設置したお客様係で、総合窓口業務として、下記業務を取り扱う。            なお、窓口業務を行なううえで、お客さま情報を的確・迅速に把握するため窓口支援システム*を活用し、お客様の問い合わせに対し迅速に対応する。</p> <p>(1) 電話対応            開・閉栓の受付            お客様の名義変更及び住所等の変更            使用水量・料金等の問い合わせや苦情の対応            局の広報内容及び行事等の問い合わせの対応            下水道使用料に関する問い合わせの対応            維持管理・給水異常・水道工事・給水装置等の対応</p> <p>(2) 窓口業務            窓口持参の料金等収納            水道使用に係る証明書発行業務</p> <p>(3) 窓口設置場所            北部サービスセンター...堺市百舌鳥梅北町1丁39番地の2            南部サービスセンター...堺市桃山台1丁1番1号</p> <p>窓口支援システム...お客様番号・氏名・住所・メータ番号等をキーにして必要な情報を検索する電算システム</p>	<p>名称：窓口業務            内容：総務課で受付けた後、事務内容に応じ、所管部署へ取次ぐ。</p> <p>(1) 電話対応            開・閉栓の受付            お客様の名義変更及び住所等の変更            使用水量・料金等の問い合わせや苦情の対応            配水管、給水装置等の維持管理に関する問い合わせの対応            給配水に伴う苦情に関する対応等</p> <p>(2) 窓口業務            窓口持参の料金等収納等</p> <p>(3) 窓口設置場所            美原町水道事業所...美原町小平尾321番地</p>	<p>新市におけるお客様窓口を南北両サービスセンターに設置し、美原町区域の所管については南部サービスセンターとする。</p> <p>また、お客様からの問合せ等に対し、スムーズに対応するため、両市町の情報を窓口支援システムで共有化する。</p> <p>なお、合併後、現在の美原町役場へ上下水道に関する業務で来庁された場合は、連携して上下水道局で対応する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会（上水道）

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（上下水道関係）	関係項目	水道事業の公金出納事務（出納取扱金融機関等）
調整の内容	出納取扱金融機関の指定については、現行の堺市の出納取扱金融機関とする。収納取扱金融機関の指定については、原則として堺市制度に合わせる。		
現		況	
堺市		美原町	
<p>名称：水道事業の公金出納事務（出納取扱金融機関等）</p> <p>内容：能率面と安全面を考慮し、現金等の取り扱いに習熟した金融機関に、公金の出納事務を取り扱わせる。</p> <p>出納取扱金融機関：りそな銀行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱事務 公金の収納及び支払事務の一部</li> <li>市内に営業所を有する金融機関の中から指定</li> </ul> <p>収納取扱金融機関：29行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱事務 公金の収納の事務の一部</li> <li>市内に営業所を有する金融機関を指定</li> </ul> <p>日本郵政公社：98店舗（市域内店舗数）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱事務 公金の収納の事務の一部</li> </ul> <p>* 市域内に店舗を有する金融機関は、31金融機関で、221店舗である。</p> <p style="text-align: right;">（平成16年1月1日現在）</p>		<p>名称：水道事業の公金出納事務（出納取扱金融機関等）</p> <p>内容：能率面と安全面を考慮し、現金等の取り扱いに習熟した金融機関に、公金の出納事務を取り扱わせる。</p> <p>出納取扱金融機関：りそな銀行（富田林支店）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱事務 公金の収納及び支払事務の一部</li> <li>所在地による指定要件はない。</li> </ul> <p>収納取扱金融機関：19行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取扱事務 公金の収納の事務の一部</li> <li>所在地による指定要件はない。</li> </ul> <p>* 町域内に店舗を有する金融機関は3金融機関で、11店舗である。</p> <p style="text-align: right;">（平成16年1月1日現在）</p>	
調整の具体的内容			
<p>収納取扱金融機関の指定については、原則として堺市制度に合わせる。</p> <p>堺市制度に合致しない金融機関については、町民への利便性及び美原町への貢献度を考慮し、また、金融機関の出納事務への対応を確認のうえ、新市において指定の有無を決定する。</p>			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会（下水道）

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（上下水道関係）	関係項目	下水道事業の公金出納事務（出納取扱金融機関等）
調整の内容	出納取扱金融機関の指定については、現行の堺市の出納取扱金融機関とする。収納取扱金融機関の指定については、原則として堺市制度に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：下水道事業の公金出納事務（出納取扱金融機関等） 内容：</p> <p>出納取扱金融機関：UFJ銀行 ・取扱事務     公金の収納及び支払事務の一部 ・市内に営業所を有する金融機関の中から指定</p> <p>収納取扱金融機関：29行 ・取扱事務     公金の収納の事務の一部 ・市内に営業所を有する金融機関を指定</p> <p>日本郵政公社    ：98店舗（市域内店舗数） ・取扱事務     公金の収納の事務の一部</p> <p>市域内に店舗を有する金融機関は、31金融機関で、 221店舗である。</p> <p style="text-align: center;">（平成16年1月1日現在）</p>		<p>名称：公金出納事務（出納取扱金融機関等） 内容：</p> <p>収納取扱金融機関の指定については、原則として堺市制度に合わせる。 堺市制度に合致しない金融機関については、町民への利便性及び美原町への貢献度を考慮し、また、金融機関の出納事務への対応を確認のうえ、新市において指定する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会（上水道）

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（上下水道関係）	関係項目	口座振替業務
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：口座振替業務            内容：口座振替は、お客様が水道料金を支払う方法の一つであり、かつ最も利用されている支払方法である。この支払方法を適正に維持し、水道事業が円滑に活動できるよう収入を確保する。</p> <p>(1)口座振替対象金融機関            出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関並びに日本郵政公社</p> <p>(2)口座振替手続（新規・変更）の基本的な流れ            1 お客様 口座振替のお申込み（新規・変更）            2 銀行等 審査・承諾の後、口座振替依頼書(控え)を水道局へ送付            3 水道局 依頼書記載事項を電算入力後、引落とし開始日通知文書をお客様に送付            4 銀行等 お客様の口座からの引落とし開始</p> <p>(3)口座振替による納付取消手続            1 お客様 預金口座解約・口座振替解約のお申込み            2 銀行等 上記申込書(控え)を水道局に送付            3 水道局 口座振替解約情報を電算入力し、納付書による納付に変更</p> <p>(4)口座振替日（振替日が休日の場合は翌日）            検針月の翌月の10日（検針月の初旬に検針する区域）            検針月の翌月の18日（検針月の中旬に検針する区域）            検針月の翌月の26日（検針月の下旬に検針する区域）</p> <p>(5)再振替日（上記振替日に預金不足等で振替出来なかった場合）            口座振替日が10日の場合 ... 翌月の10日            口座振替日が18日の場合 ... 翌月の18日            口座振替日が26日の場合 ... 翌月の26日</p> <p>(6)口座振替件数 ... 1,378,182件（80.3%）</p>	<p>名称：口座振替業務            内容：口座振替は、お客様が水道料金を支払う方法の一つであり、かつ最も利用されている支払方法である。この支払方法を適正に維持し、水道事業が円滑に活動できるよう収入を確保する。</p> <p>(1)口座振替対象金融機関            出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関（日本郵政公社含む。）</p> <p>(2)口座振替手続（新規・変更）の基本的な流れ            1 お客様 口座振替のお申込み（新規・変更）            2 銀行等 審査・承諾の後、口座振替依頼書(控え)を水道事業所へ送付            3 水道事業所 依頼書記載事項を電算入力後、引落とし開始日通知文書をお客様に送付            4 銀行等 お客様の口座からの引落とし開始</p> <p>(3)口座振替による納付取消手続            1 お客様 預金口座解約・口座振替解約のお申込み            2 銀行等 上記申込書(控え)を水道事業所に送付            3 水道事業所 口座振替解約情報を電算入力し、納付書による納付に変更</p> <p>(4)口座振替日（振替日が休日の場合は翌日）            検針月の翌月の15日（検針月の前半に検針する区域）            検針月の翌月の27日（検針月の後半に検針する区域）</p> <p>(5)再振替日（上記振替日に預金不足等で振替出来なかった場合）            口座振替日が15日の場合 ... 同月の27日            口座振替日が27日の場合 ... 翌月の15日</p> <p>(6)口座振替件数 ... 70,424件</p>	<p>口座振替日は、堺市の例に合わせる。            また、口座振替対象金融機関については、新市における出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に合わせる。</p>	

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (上下水道関係)	給与関係事務(特殊勤務手当の支給)	給与関係事務(特殊勤務手当の支給)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い (上下水道関係)	人事事務関係(夜間休日緊急センターにおける勤務の取扱い)		その他	堺市の制度を基本に合併までに調整する。